

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	舛添	要一 (自民)	岡田	直樹 (自民)	犬塚	直史 (民主)
理事	浅野	勝人 (自民)	金田	勝年 (自民)	今泉	昭 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	川口	順子 (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	小泉	昭男 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	柳田	稔 (民主)	櫻井	新 (自民)	遠山	清彦 (公明)
理事	高野	博師 (公明)	福島	啓史郎 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	愛知	治郎 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	大田	昌秀 (社民)
						(18. 2. 3 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された案件は、条約14件（うち本院先議6件）及び内閣提出法律案1件の計15件であり、いずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願12種類60件のうち、4種類25件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

在日米軍駐留経費の負担継続 在日米軍再編に係る日米協議が続けられる中、2006年4月以降の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定が提出された。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、在日米軍駐留に係る経費を2008年3月末まで2年間引き続き我が国が負担することを規定するとともに、米国がこれらの経費の節約に努めること等について定めるものである。委員会においては、特別協定締結の意義と日米安保体制、我が国が駐留経費を負担する理由、米国による駐留経費節約の努力等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

国際協力の推進 刑事分野、原子力分野における国際協力の推進に係る条約が提出された。刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約は、大韓民国との間で、捜査、訴追等の刑事手続について共助を実施すること等を定めるものである。委員会においては、条約締結の意義と捜査共助の迅速化等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。腐敗の防止に関する国際連合条約は、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化等について定めるものである。委員会においては、本条約締結の意義、腐敗防止のための機関の趣旨、民間部門における腐敗防止のための措置と機関等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定は、原子力の平和的利用に関する我が

国と欧州原子力共同体との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、協力の方法、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施、再移転に係る規制等について定めるものである。委員会においては、本協定締結の意義と欧州諸国との原子力協力の見通し、核燃料サイクルの国際管理構想と我が国の対応等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

二国間関係の緊密化 グローバル化の進展等を背景に、国際経済等の分野における条約が提出された。**経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定**は、両国間において貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会等を改善し、知的財産の保護を確保し、中小企業等の分野における協力を促進することを定めるものである。**マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定**は、マルチチップ集積回路に対して適用する関税を無税とすることを定めるものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、マレーシアとの経済連携協定締結の意義とアジア諸国との協定交渉に与える影響、我が国から輸出するマルチチップ集積回路の関税の軽減額等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。**所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約**は、現行の日英租税条約を改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率の引下げ、条約の特典濫用防止措置等について定めるものである。**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書**は、配当等に対する限度税率の引下げ、みなし外国税額控除の廃止等について定めるものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、両条約の締結の意義とその経済的影響、租税回避行為の防止策等について質疑が行われ、両件はいずれも多数をもって承認された。**社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定**は、カナダとの間で、年金制度適用の調整及び保険期間の通算による年金の受給権の確立等を図るものである。委員会においては、協定締結の意義と年金受給権の確立、社会保障協定締結の促進等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

国際機関への参画 **国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書、国際水路機関条約の改正議定書及び国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の3件**は、それぞれの国際機関の組織に係る規定を改めること等を内容とするものである。委員会において、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

海洋の資源・環境に関連する協定 **分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定**は、たら・かれい等のストラドリング魚類資源及びまぐろ・かつお等の高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するものである。二千年の危険・有害物

質汚染事件に関する議定書は、油以外の化学物質及び有害物質による汚染事件への準備及び対応に関する措置及び国際協力の枠組み等を定めるものである。委員会において、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

防衛庁設置法等の改正 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、施設行政及び装備品に係る組織の改編等を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数等を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものである。委員会においては、本改正案の基本的な考え方、施設行政に係る組織の改編と防衛施設庁解体との関係、装備本部を新設する理由、中央即応集団の新編と数年後に司令部を移転する理由等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

平成18年1月30日、競売入札妨害の容疑で防衛施設庁技術審議官等が東京地方検察庁に逮捕される事件が発生した。これを受け、2月3日、防衛施設庁入札談合事案等について額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

3月9日、外交の基本方針について麻生外務大臣から、国の防衛の基本方針について額賀防衛庁長官から、それぞれ所信を聴取した。

3月16日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度外務省予算・防衛庁予算等の審査を行い、防衛庁・自衛隊における情報流出事件等について質疑を行った。

3月30日、在日米軍再編問題、国連安保理改革、国連平和維持活動、防衛装備品の技術開発、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

4月6日、国連安保理改革、日中関係、在日米軍再編問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

4月20日、竹島周辺海域の海底調査、日中関係、犯罪人引渡条約の締結、日米同盟、在日米軍基地問題、在日米軍再編問題等について質疑を行った。

4月25日、防衛庁長官の米国出張について、額賀防衛庁長官から報告を聴取した。

4月27日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月1日、米国において日米安全保障協議委員会（「2+2」）が開催され、在日米軍再編問題等について協議が行われた。これを受け、5月18日、日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍再編に係る日米協議に関する報告について麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月30日、アジア協力対話（ACD）第5回外相会合出席等について麻生外務大臣から報告を聴取した後、日中関係、在日米軍再編問題、防衛庁の省昇格問題、第4回太平洋・島サミットと経済協力等について質疑を行った。

6月13日、ドミニカ共和国移住問題、日中関係、在日米軍再編問題、スマトラ沖大

地震被害に係る対インドネシア無償援助、海外における日系人社会、自衛隊のイラク派遣等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛施設庁入札談合事案等に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、赤羽財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
〔質疑者〕浅野勝人君(自民)、浅尾慶一郎君(民主)、白眞勲君(民主)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

○平成18年3月9日(木)(第2回)

- 外交の基本方針に関する件について麻生外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について額賀防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成18年3月16日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕岡田直樹君(自民)、柳田稔君(民主)、今泉昭君(民主)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

○平成18年3月22日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から説明を聴いた後、同長官、同大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕榛葉賀津也君(民主)、川口順子君(自民)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月28日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、鈴木内閣官房副長官、中野厚生労働副大臣、金田外務副大臣、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事小島誠二君及び財団法人日本国際協力システム専務理事櫻田幸久君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者] 櫻井新君(自民)、小泉昭男君(自民)、浅尾慶一郎君(民主)、犬塚直史君(民主)、白眞勲君(民主)、高野博師君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

(閣条第1号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民

○平成18年3月30日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在日米軍再編問題に関する件、国連安保理改革に関する件、国連平和維持活動に関する件、防衛装備品の技術開発に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について額賀防衛庁長官、麻生外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 福島啓史郎君(自民)、犬塚直史君(民主)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

- 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月4日(火)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

以上両件について麻生外務大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第9号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

（閣条第10号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成18年4月6日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国連安保理改革に関する件、日中関係に関する件、在日米軍再編問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕今泉昭君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月11日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、赤松厚生労働副大臣、遠山外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月13日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件（閣

条第12号)

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上両件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、伊藤外務大臣政務官、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第12号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第13号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月18日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、政府参考人、参考人東京大学公共政策大学院客員教授鈴木達治郎君及び原子力発電環境整備機構専務理事竹内舜哉君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第14号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

○平成18年4月20日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 竹島周辺海域の海底調査に関する件、日中関係に関する件、犯罪人引渡条約の締結に関する件、日米同盟に関する件、在日米軍基地問題に関する件、在日米軍再編問題に関する件等について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求

めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月25日（火）（第13回）

- 防衛庁長官の米国出張に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、三浦農林水産副大臣、小林経済産業大臣政務官、野上財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

（閣条第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成18年4月27日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、麻生外務大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）
- 国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月9日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

以上3件について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 櫻井新君（自民）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第6号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成18年5月11日（木）（第16回）

- 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月16日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 福島啓史郎君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、柳田稔君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第7号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成18年5月18日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米安全保障協議委員会出席報告及び在日米軍再編に係る日米協議に関する報告に関する件について麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、同大臣、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月23日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官、木村防衛庁副長官、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、白眞勲君（民主）、高野博師君（公明）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第20号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月30日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アジア協力対話（ACD）第5回外相会合出席等に関する件について麻生外務大臣から報告を聴いた後、日中関係に関する件、在日米軍再編問題に関する件、防衛庁の省昇格問題に関する件、第4回太平洋・島サミットと経済協力に関する件等について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、喜納昌吉君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月1日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、山崎総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第8号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成18年6月13日（火）（第22回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ドミニカ共和国移住問題に関する件、日中関係に関する件、在日米軍再編問題に関する件、スマトラ沖大地震被害に係る対インドネシア無償援助に関する件、海外における日系人社会に関する件、自衛隊のイラク派遣に関する件等について麻生外務大臣、

額賀防衛庁長官、金田外務副大臣、政府参考人及び参考人財団法人日本国際協力システム専務理事櫻田幸久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年6月15日（木）（第23回）

- 請願第864号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第239号外34件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、新たな安全保障環境に実効的に対応し得る体制を整備するため、施設行政及び装備品に係る組織の改編並びに地方連絡部の所掌事務等の変更を行うとともに、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するほか、これらに伴い、防衛庁の職員の給与等に関し所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万5,696人（426人の減員）、海上自衛官4万5,812人（6人の増員）、航空自衛官4万7,342人（10人の増員）、統合幕僚監部に所属する自衛官486人（10人の増員）及び情報本部に所属する自衛官1,886人（40人の増員）を加えた総計25万1,222人（360人の減員）とする。
- 二、施設行政に係る総合的な企画立案機能を強化するとともに、米軍施設・区域に係る施設行政部門と政策部門との連携強化を図るため、本庁内部部局等の所掌事務を改める。
- 三、装備品のライフサイクルを見据えたコスト管理を図るため、契約機能、原価計算機能を統合、再構築し、装備品の取得に関する統一的な指針の作成及び装備品の調達を行う装備本部を新設するとともに、その所掌事務を定める等所要の改正を行う。
- 四、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に取り組むための体制を強化するため、陸上自衛隊中央即応集団を新編し、その所掌事務を定める等所要の改正を行う。
- 五、地方公共団体等との協力関係を推進するため、地方連絡部の所掌事務に地方における渉外及び広報を加えるとともに、その名称を地方協力本部に改める。
- 六、即応予備自衛官の員数を8,368人（10人の減員）とする。
- 七、市町村の廃置分合に伴い、第7航空団司令部及び第8航空団司令部の所在地を改める等所要の改正を行う。

- 八、本庁内部部局の改編に伴い、防衛参事官等俸給表を適用している職員の給与制度を見直し、職員の円滑な異動及び勤務の実態に応じた処遇を確保するため、これらの職員に一般職の俸給表を適用することとする等所要の改正を行う。
- 九、本法律は、公布の日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、七は、公布の日から、一、四及び六については、平成19年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、防衛庁における契約業務については、透明性を確保するとともに、監査機能を強化徹底し、業務の適正化に努めること。
 - 二、陸上自衛隊中央即応集団の運用については、その機動性、迅速性が十分確保されるよう努めること。
 - 三、国際活動教育隊に対しては、国際平和協力活動の重要性にかんがみ、我が国が同活動に主体的・積極的に取り組むための礎を築くべく支援を図ること。
 - 四、施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確立を図ること。
 - 五、在日米軍の再編を実施するに当たっては、過重な負担を実質的に軽減していくため、地元の住民・自治体の意思を十分に尊重しつつ、丁寧な説明と徹底的な話し合いを尽くすとともに、厳しい財政事情にかんがみ、経費の節減に努めること。
 - 六、地方協力本部は、国民保護・災害対策の重要性にかんがみ、地方公共団体等との協力関係を深めるための活動に努めること。
 - 七、情報流出事案については、防衛庁が我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とした組織であることにかんがみ、情報保全体制の再点検を行い、再発防止に努めること。
 - 八、防衛庁・自衛隊をめぐる薬物使用、防衛施設庁入札談合、情報流出などの不祥事が続発していることにかんがみ、隊員の一層の綱紀粛正に努めること。
- 右決議する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にアメリカ合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成17年2月以来日米両国政府間で交渉を行った結果、平成18年1月23日に東京において署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から

成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、2006年及び2007年の日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、地域手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 二、日本国は、2006年及び2007年の日本国の会計年度において、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、(a)公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、(b)(a)を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料、に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 三、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を合衆国政府に対して行う場合に限る。
- 四、合衆国は、前記一、二及び三の経費の節約に努める。
- 五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2008年3月31日まで効力を有する。

なお、合意された議事録では、前記一に掲げる給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定(1987年6月1日発効)の発効の際、日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、書簡においては、前記五にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、概算要求額の算定の際、施設及び区域の外側にある住宅のための調達実績を算入しないこと等を明らかにしている。

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

この協定は、我が国とマレーシアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及びビジネス環境の改善を図り、知的財産の保護を確保し、中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2005年（平成17年）12月13日にクアラルンプールにおいて、小泉内閣総理大臣とアブドゥラ・アフマッド・バダウィ首相との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文159箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおり

である。

一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 鉱工業品

ほぼすべての鉄鋼・鉄鋼製品について関税を即時撤廃

ロ 熱帯果実

マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイヤ等について関税を即時撤廃

ハ バナナ

関税割当を設定（枠内税率は無税、割当数量は毎年1,000トン）

ニ 林産品

合板以外の林産品について関税を即時撤廃。合板については協定発効後5年目、その後には5年ごとに行われる協定全体の見直し時に再協議

2 マレーシアによる関税撤廃等の主要品目

イ 自動車

現地組立車用部品について関税を即時撤廃。現地組立車用以外の部品、2,000CC以上の乗用車等については段階的に関税を引き下げ、2010年までに関税を撤廃。その他のすべての完成車については段階的に関税を引き下げ、2015年までに関税を撤廃

ロ 鉄鋼・鉄鋼製品

ほぼすべての鉄鋼・鉄鋼製品の関税を10年以内に撤廃

ハ 温帯果実

りんご、なし、かき等について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的かつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとる。

六、各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

七、両締約国は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとるとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。

八、両締約国は、農業、林業、漁業及び栽培業、教育及び人材養成、情報通信技術、科学

技術、中小企業、観光、環境並びに両締約国政府が相互に合意するその他の分野において協力する。

九、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び裁定、仲裁裁判手続の終了、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十、両締約国は、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が発効する暦年の後5年目の年に行うものとし、その後においては5年ごとに行う。

十一、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

この協定は、複数の集積回路をつなげて一体化したマルチチップ集積回路の無税待遇の早期実現に関する半導体業界団体からの提言を受け、2004年（平成16年）9月の第5回半導体に関する政府及び当局の間の会合（我が国、韓国、米国、欧州共同体及び台湾により構成。以下「GAMS」という。）において議論が開始され、2005年（平成17年）9月の第6回GAMSにおいて協定の内容につき実質合意し、同年11月28日に作成されたものである。

この協定は、前文、(1)から(9)までの本文及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約者は、最恵国待遇の原則に基づき、マルチチップ集積回路に対して適用する関税その他の租税及び課徴金の率を無税とする。
- 二、締約者は、世界貿易機関（以下「WTO」という。）の主催の下での関税の引下げに関する多数国間の合意が十分な水準のマルチチップ集積回路の国際的な貿易を対象としているとすべての締約者が認める時（2006年12月31日より前の場合には2007年1月1日）に、マルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率をWTO設立協定上無税とする譲許を行う。
- 三、この協定は、WTOの加盟国による受諾のために開放しておく。
- 四、この協定は、すべての締約者がマルチチップ集積回路に対する関税その他の租税及び課徴金の率をWTO設立協定上無税とする譲許を行った時に終了する。

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

国際民間航空機関（以下「機関」という。）は、1944年（昭和19年）に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目

的として設立され、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。

この議定書は、機関の加盟国の増加に伴い、国際民間航空条約第56条に定める航空委員会が機関の加盟国全体を適切に反映することを確保するため、1989年（平成元年）10月にモントリオールで開催された第27回総会において作成されたものである。

この議定書は、機関の航空委員会の委員の数を15から19に増加するため、国際民間航空条約の該当規定を改正することを内容とする。

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要旨】

国際水路機関（以下「機関」という。）は、1967年（昭和42年）に作成された国際水路機関条約に基づき、海図等の水路図誌を通じて、全世界の航海を一層容易かつ安全にすることに貢献することを目的として設立された国際機関である。

この改正議定書は、2005年（平成17年）4月にモナコで開催された第3回臨時国際水路会議において採択されたものであり、近年の技術開発がもたらした水路業務の様々な変化に対応するため、機関の組織を全面的に改正することを内容としている。

この改正議定書は、本文20箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海上における安全及び効率を促進し、並びに海洋環境の保護及び持続可能な利用を支援する権威のある水路機関となることという機関の将来像等を明確化する。
- 二、水路業務に関する国際基準の確立等機関の目的を具体化する。
- 三、機関の内部機関として、総会、理事会、財政委員会、事務局及び補助機関を置く。
- 四、総会は機関の基本的な内部機関であり、すべての加盟国で構成される。総会は3年ごとに通常会合を開催し、機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること等を任務とする。
- 五、理事会は原則として加盟国の4分の1で構成され、総会の会合と会合との間において機関の活動を調整すること等を任務とする。
- 六、財政委員会はすべての加盟国に開放され、機関の予算見積り等を検討し、意見及び勧告を総会に表明することを任務とする。
- 七、事務局は事務局長、部長等によって構成され、機関の予算見積り等を作成し、財政委員会及び理事会に提出すること等を任務とする。
- 八、機関は、国際機関であってその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができる。
- 九、機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定め、これらの規則と国際水路機関条約とが抵触する場合には、同条約が優先する。
- 十、機関は法人格を有し、加盟国の同意を得ることを条件として、必要な特権及び免除を享受する。

**国際海事機関条約の改正（簡易化委員会の設置）の受諾について承認を求め
るの件（閣条第6号）**

【要旨】

国際海事機関（以下「機関」という。）は、国際連合の専門機関であり、国際貿易に従事する海運に影響のあるすべての種類の技術的事項に関する政府の規制及び慣行の分野において政府間の協力を促進すること等を目的としている。

この改正は、1991年（平成3年）11月にロンドンで開催された機関の総会において採択されたものであり、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を機関の正式な委員会として設置すること等について定めている。

**刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を
求めるの件（閣条第7号）**

【要旨】

我が国と大韓民国の間では、2004年（平成16年）7月の首脳会談において、刑事共助条約の締結交渉を開始することで意見が一致したことを受け、交渉を行った結果、2006年（平成18年）1月に東京においてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文19箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。
- 二、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、大韓民国は法務部長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定する。
- 三、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができる。
- 四、請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。
- 五、被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 六、被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに十三及び十四に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。
- 七、請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し、又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

- 八、被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。
- 九、被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。証言又は物件を取得するに当たり、被請求国は、搜索又は差押えを含む強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。
- 十、被請求国は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求国は、強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求国の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。
- 十一、被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。
- 十二、被請求国は、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。
- 十三、被請求国は、自国に所在し、請求国の関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。招請に従って請求国の関係当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない等の保護措置を享受する。
- 十四、証言の取得その他の目的のため、被請求国において拘禁されている者の身柄が請求国の領域にあることが必要とされる場合には、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を請求国の領域へ移す。ただし、被請求国の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が合意したときに限る。請求国に身柄を移された者は、請求国から被請求国に送還されるまでの間、請求国において十三と同様の保護措置を享受する。
- 十五、被請求国は、送達のために請求国から送付された裁判上の文書の送達を実施する。
- 十六、被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。

**腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第8号)**

【要旨】

この条約は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の作成交渉において、公務員に係る贈収賄等の腐敗問題に一層効果的に対処するために、別途、包括的な国際文書の作成を検討することが提唱されたことを受けて、腐敗行為の防止に関する包括的な条約を起草するための政府間特別委員会において審議された結果、2003年（平成15年）10月に国連総会において採択されたものである。

この条約は、前文、本文71箇条及び末文から成り、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の

没収、財産の返還等に関する国際協力、締約国会議の設置等について定めており、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、腐敗行為の防止、捜査及び訴追並びにこの条約に従って定められる犯罪の収益の凍結、押収、没収及び返還について適用する。
- 二、締約国は、社会の参加を促進し、かつ、法の支配、公の事務及び財産の適切な管理、誠実性、透明性並びに説明責任の諸原則を反映する効果的で調整された腐敗行為の防止に関する政策を実施する。
- 三、締約国は、自国の法制の基本原則に従い、腐敗行為を防止する機関を設ける。また、締約国は、腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにする。
- 四、締約国は、自国の法制の基本原則に従い、透明性、競争及び意思決定における客観的な基準に基づく適当な調達制度であって特に腐敗行為の防止に効果的なものを設けるため、必要な措置をとる。また、締約国は、自国の法制の基本原則に従い、財政の管理において透明性を高め、及び説明責任を果たすことを促進するため、適当な措置をとる。
- 五、締約国は、腐敗行為と戦う必要性を考慮して、自国の国内法の基本原則に従い、公共行政における透明性を高めるため、自国の公共行政に関する情報を公衆が適当な場合に入手することを認めるための手続又は規則を定める等必要な措置をとる。
- 六、締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門に係る腐敗行為を防止し、並びに民間部門における会計及び監査の基準を強化するための措置をとるものとし、適当な場合には、これらの措置に従わないことについて、民事上、行政上又は刑事上の罰則を定めるための措置をとる。また、締約国は、自国の法令に従い、この条約に従って定められる犯罪を行うことを目的とする簿外勘定の設定等を禁止するために必要な措置をとるとともに、賄賂となる支出について、税の控除を認めてはならない。
- 七、締約国は、資金洗浄の抑止及び探知のため、金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。
- 八、締約国は、自国の公務員に係る贈収賄、外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈賄、公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用、犯罪収益の洗浄、司法妨害を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとるとともに、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。
- 九、締約国は、この条約に従って定められる犯罪により生じた犯罪収益等の没収を可能とするため、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で必要な措置をとる。
- 十、締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び犯罪が当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合において、この条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。また、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、容疑者が自国の国民であることのみを理由として当該容疑者の引渡しを行わない場合において、この条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 十一、犯罪人引渡しに係る規定は、この条約に従って定められる犯罪であって、犯罪人引

渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国の領域内に所在するものについて適用する。

十二、締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

十三、締約国は、自国の国内法に従い、自国の裁判所において、他の締約国がこの条約に従って定められる犯罪の実行によって取得された財産に関する権原又は所有権を確定するために民事訴訟を提起すること等を認めるため、必要な措置をとる。

十四、締約国は、犯罪収益等が自国の領域内にある場合において、この条約に従って定められる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で協力する。

十五、要請を受けた締約国は、公務員による公的資金の横領又は公務員により横領された公的資金の洗浄の場合については、没収がこの条約の規定に従って、かつ、当該要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われたときは、当該要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還する。

**所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結
について承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）**

【要旨】

この条約は、1970年（昭和45年）に締結され、1980年（昭和55年）に一部改正された我が国と英国との間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、2006年（平成18年）2月2日にロンドンにおいて署名されたものであり、前文、本文29箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下、この条約の特典が与えられる。

三、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

四、一方の締約国の企業の利得（事業所得）については、当該企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

五、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

六、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。ただし、一定の要件を満たす持株割合50パーセント以上の親子会社間の配当及び年金基金又は年金計画の受ける配当については、源泉地国において免税とする。

七、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。ただし、

- 一定の主体（政府、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。
- 八、使用料については、源泉地国免税とする。
- 九、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 十、給与所得については、原則として役務提供地国で課税されるが、給与取得者の相手国滞在期間が183日を超えない等一定の場合は相手国で課税できない。
- 十一、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 十二、この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 十三、従来免税となっていた匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができる。
- 十四、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社、一定の公益団体、一定の年金基金、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられる。
- 十五、我が国及び英国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 十六、この条約又はすべての種類の租税に関する法令の実施に関連する情報を交換する。
- 十七、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する

**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府
とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める
の件（閣条第10号）（先議）**

【要旨】

- この議定書は、1989年（平成元年）に締結された我が国とインドとの間の現行の租税条約を改正するため、2006年（平成18年）2月24日に東京において署名されたものであり、前文、本文5箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。
- 一、配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の15パーセントから10パーセントに改正する。
- 二、利子に対する源泉地国における税率の上限を現行の銀行については10パーセント、その他については15パーセントから一律10パーセントに改正する。
- 三、使用料・技術上の役務に対する料金に対する源泉地国での税率の上限を現行の20パーセントから10パーセントに改正する。
- 四、みなし外国税額控除に関する規定を削る。
- 五、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。

**社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣条第11号) (先議)**

【要旨】

この協定は、我が国とカナダとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2004年（平成16年）10月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2006年（平成18年）2月15日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、カナダについては、老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則並びにカナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則に適用される。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に扱う。
- 三、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
- 四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。
- 五、我が国で就労する者でカナダの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、カナダの法令のみを適用する。
- 六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間も当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために相互に援助し、その援助は無償で行う。
- 八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 九、この協定の解釈又は適用に関するいかなる意見の相違も交渉により解決するためあらゆる合理的な努力を払う。交渉により解決することができない場合には、個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に付託する。
- 十、この協定は、両締約国が効力発生に必要な法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を

相互に通告する外交上の公文を交換した月の後4箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)(先議)

【要旨】

この協定は、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(たら、かれい等)及び高度回遊性魚類資源(まぐろ、かつお等)の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するため、公海における両魚類資源の保存及び管理のための一般原則等について定めるものであり、1995年(平成7年)8月にニューヨークで開催されたストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する国際連合会議において採択されたものである。

この協定は、前文、本文50箇条及び2の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の目的は、国連海洋法条約の関連規定を効果的に実施することを通じてストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。
- 二、この協定は、国の管轄の下にある水域を越える水域における両魚類資源の保存及び管理について適用する。ただし、五及び六は、国連海洋法条約が定める法制度に従うことを条件として、国の管轄の下にある水域内の両魚類資源の保存及び管理についても適用する。
- 三、この協定のいかなる規定も、国連海洋法条約に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定については、国連海洋法条約の範囲内で、かつ、条約と適合するように解釈し、及び適用する。
- 四、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、両魚類資源を保存し、及び管理するため、これらの資源の長期的な持続可能性を確保し、並びにこれらの資源の最適な利用という目的を促進するための措置をとること等を行う。
- 五、いずれの国も、海洋生物資源の保護及び海洋環境の保全のために予防的な取組方法を実施するに当たって、資源別の基準値及び漁獲量が当該基準値を超過した場合にとるべき措置の決定等を行い、並びに新規又は探査中の漁場についてはできる限り速やかに注意深い保存管理措置をとること等を行う。
- 六、公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、両魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。このため、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、両魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。
- 七、沿岸国及び公海において漁獲を行う国は、両魚類資源の効果的な保存及び管理を確保

するため、地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力し、当該機関の加盟国等又は当該機関等が定めた保存管理措置の適用に同意する国のみが、当該保存管理措置が適用される漁業資源を利用する機会を有する。

八、いずれの国も、両魚類資源につき、地域的な漁業管理のための機関等を設立するに当たって、保存管理措置を適用する資源及びその適用地域、新たに設立される機関等と既存の機関等との関係並びに新たに設立される機関等がこれらの資源の状態を検討するための仕組みについて合意する。

九、自国の漁船が公海において漁獲を行う国は、自国を旗国とする漁船が地域的な保存管理措置を遵守すること及び当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。

十、いずれの国も、自国を旗国とする漁船が両魚類資源についての地域的な保存管理措置を遵守することを確保し、並びに当該保存管理措置に対する違反を場所のいかんを問わず取り締まる。

十一、いずれの国も、両魚類資源についての地域的な保存管理措置の遵守及び取締りを確保するために、直接に又は地域的な漁業管理のための機関等を通じて協力する。

十二、地域的な漁業管理のための機関等の対象水域である公海において、当該機関の加盟国等である締約国は、当該機関等が定めた両魚類資源についての保存管理措置の遵守を確保するため、この協定の他の締約国（当該機関の加盟国等であるか否かを問わない。）を旗国とする漁船に乗船し、及びこれを検査すること等ができる。

十三、検査国は、自国の検査官が実力の行使を避けること等を確保し、旗国は、船長が検査官の迅速かつ安全な乗船を受け入れ、及び検査官の任務の遂行に当たり妨害、威嚇又は干渉を行わないこと等を確保する。

十四、いずれの国も、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選択する平和的手段によって紛争を解決する義務を負う。

十五、締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となり、かつ、この協定に適合する法令を制定するよう奨励する。

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（先議）

【要旨】

この議定書は、1990年（平成2年）11月に国際海事機関（IMO）の主催により開催された国際会議において、油による汚染事件への準備及び対応に関する措置及び国際協力の枠組み等を定める「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」が採択された際、同条約の規定の範囲を油以外の危険物質及び有害物質に拡大することを検討する旨の決議がなされたことを受けて、検討作業が進められた結果、2000年（平成12年）3月、IMOの主催により開催された危険物質及び有害物質による汚染に係る準備及び対応のための国際協力に関する会議において採択されたものである。

この議定書は、前文、本文18箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、自国を旗国とする船舶に対して危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画を当該船舶内に備えること、船長等に対して必要とされる範囲の通報に関する手続に従うことを要求する。
- 二、締約国は、自国の管轄の下にある適当と認める海港並びに危険物質及び有害物質の取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、国家的な体制に適合するように調整された適当と認める危険物質及び有害物質による汚染事件に関する緊急計画等を備えることを要求する。
- 三、締約国の適当な当局は、危険物質及び有害物質による汚染事件を知ったときは、当該汚染事件によって影響を受けるおそれのある他の国に通報する。
- 四、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。
- 五、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件が重大なものである場合には、影響を受け、又は受けるおそれのある締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で、当該汚染事件に対応するため協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材の提供を行う。
- 六、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、人員の訓練等に関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行う。
- 七、締約国は、危険物質及び有害物質による汚染事件に関し他の締約国の援助を要請した場合には、別段の合意がない限り、当該他の締約国がとった措置に係る費用を償還する。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第14号）（先議）

【要旨】

我が国は、燃料供給の安定化に向けて核燃料サイクル政策をとってきている。この政策の一環として、我が国の原子力発電所から生じた使用済燃料を英国又はフランスにおいて再処理した結果回収されたプルトニウム及びウランを、核燃料として加工するためにベルギー、ドイツ及びオランダに大量かつ継続的に移転することが見込まれている。

この協定は、これらの諸国を加盟国に含む欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）と我が国との間の原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みを提供するものであり、2006年（平成18年）2月27日にブリュッセルにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A、B及びCから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国政府及びユーラトム（以下「両締約者」と総称する。）は、平和的非爆発目的利用のための原子力分野における取引、研究開発等を促進し、及び容易にすることにつき、核物質等の供給、役務の提供、専門家及び公開の情報の交換等の方法により協力す

- る。
- 二、両締約者の中で移転される核物質等は、事前通告を行う等一定の手続を満たした場合に限りこの協定の適用を受けることとなり、管轄外に移転された場合等一定の場合にこの協定の適用を受けないこととなる。
 - 三、この協定の規定は、誠実に適用し、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げる等のために利用してはならない。
 - 四、両締約者は、この協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する。
 - 五、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定の適用を受ける核物質は、平和的目的以外の目的では使用してはならず、いかなる核爆発装置又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
 - 六、この協定の下での協力は、適当な場合にはユーラトムの保障措置が適用されていること及び両締約者が国際原子力機関（以下「機関」という。）との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置の適用が受諾されていることを要件として行う。
 - 七、この協定の適用を受ける核物質には、両締約者が機関との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置等が適用される。
 - 八、この協定の適用を受ける核物質は、一定の条件が満たされない限り、両締約者のうち受領側の管轄外（供給側の管轄内を除く。）に移転されない。
 - 九、両締約者は、この協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。
 - 十、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質等について、各自の採用した基準に従って防護の措置をとる。
 - 十一、この協定の規定は、日本国政府が締結している英国との原子力の平和的利用協力協定及びフランスとの原子力の平和的利用協力協定の規定を補完し、かつ、場合によりこれらの協定の関係規定に優先して適用される。
 - 十二、両締約者の一方がこの協定の一定の規定に違反する場合等には、他方は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を有する。
 - 十三、両締約者は、この協定の下での協力を促進するため、及びこの協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、相互に協議する。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等により解決されない場合には、当該紛争を仲裁裁判に付託することを合意することができる。
 - 十四、この協定は、両締約者がそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生じ、30年間有効であり、その後は一方の締約者が有効期間満了日の6箇月前までにこの協定を終了させる旨を通告しない限り、自動的に5年間ずつ延長される。